

4 コラム

==☆☆==☆☆==☆☆ << 4 コラム >> ☆★==☆☆==☆☆==

岩手産業保健総合支援センター

「3 情報」に載せておりますが、特定化学物質障害予防規則等の改正により、平成27年11月1日からナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーが、特定化学物質に追加されます。詳しくは、厚生労働省のホームページで確認をお願いいたします。

話は変わりますが、9月30日には岩手山の初冠雪が観測されました。今年の冬例年より早いのでしょうか。少し心配です。

冬というと、インフルエンザ等の感染症が心配になります。マスクの着用やうがい、手洗いの励行が必要となりますが、冒頭でも触れましたが、感染症、脳卒中に関する研修会を12月3日に予定しています。事業場における対策の参考として、受講してみたいかでしょうか。申込みをお待ちしております。

「2 お知らせ」に掲載しておりますが、11月は過労死等防止啓発月間です。

この夏、「ゆう活」という言葉がニュースになりました。中央官庁などで、朝1時間早く出て、その分夕方は1時間早く帰ることにより、家族との時間等に当てましょう、というもので、「夏の生活スタイル変革」というものです。

背景には、恒常的となっている長時間残業を削減することにあるようですが、今年の6月30日に閣議決定された「日本最高戦略」改訂2015の「働き方の改革実行・実現」で盛り込まれているものであり、中央官庁独自の取組みではなく、官公庁から民間を巻き込んだ国民運動とのことです。

また、7月24日には「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を閣議決定しており、平成32年までに、

1. 週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下にする
2. 年次有給休暇の取得率を70%以上にする
3. 平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上にする

という目標の早期達成をめざすとしています。

これらの動きは、昨年通常国会で成立した「過労死等防止対策推進法」に基づき、行なわれているとのことです。

ちなみに、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の副題は

「過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ」

となっています。

平成29年といえば、第12次労働災害防止計画の最終年ですが、それまでに県内のメンタルヘルス対策等の取組はどの程度進んでいるのでしょうか。

少なくとも、岩手県が「自殺ワースト1」からは脱却してほしいものです。

過労死防止のため、たまには残業時間を減らして長い秋の夜を家族と過ごしてみたいかでしょうか。

一和一